

会計	繰越	検算	転記	〇	〇
(中)	(中)	(手)	(ホ)	〇	

※該当箇所に すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政	党
<input type="checkbox"/> 政	党の支部
<input type="checkbox"/> 政	政治資金団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
全国(2都道府県以上)	

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな) つばさのとう

1 政治団体の名称 つばさの党

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区隼町2-12
藤和半蔵門コープ208

3 代表者の氏名 黒川 敦彦

4 会計責任者の氏名 須崎 友康
根本 良輔

5 令和 3 年分

団体コード	1	3	2	0	0	8	2	9	1	0	0	0	9	2
前年繰越額	9,524,775 円													

事務担当者の氏名 指合 均

電話番号 090-6144-0803

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

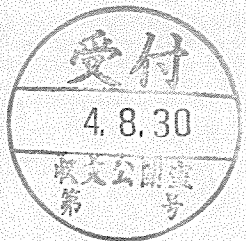
(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 3 年 10 月 1 日 から	
令和 3 年 12 月 1 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

								315880
--	--	--	--	--	--	--	--	--------



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	27,515,870
(前年からの繰越額)	9,524,775
(本年の収入額)	17,991,095
支 出 総 額	19,226,849 20,276,849
翌年への繰越額	6,189,021 7,239,021 8,289,021

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	11,291,095	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	11,291,095	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	11,291,095	

(その4)

(4) 借入金			
行番号	借入先	金額	備考
1	落合 均	2,000,000	
2	山口 徹	2,800,000	
3	高部 彦二	500,000	
4	勢子 秀夫	300,000	
5	清水裕二	500,000	
6	安山範二	300,000	
7	菅原越雄	300,000	
8			
	この頁の小計	6,700,000	
	合計	6,700,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	横岡広	50,000	R3/1/18	神奈川県平塚市徳延319-3	会社員		
2	横岡広	1,000,000	R3/10/28	神奈川県平塚市徳延319-3	会社員		
3	石渡知佐子	500,000	R3/4/9	神奈川県横須賀市ハイランド4-48-10	パート・アルバイト		
4	青木巧壱郎	100,000	R3/6/7	東京都町田市西成瀬2-47-14パインビレッジ成瀬207	経営者・役員		
5	和田英明	70,000	R3/6/8	神奈川県相模原市南区新磯野3-35-6	自由業		
6	馬詰勉	300,000	R3/6/8	大阪府豊中市熊野町4丁目2-10	経営者・役員		
7	市川敏彦	100,000	R3/7/9	福岡県春日市白水ヶ丘4-144	会社員		
8	市川敏彦	100,000	R3/10/21	福岡県春日市白水ヶ丘4-144	会社員		
9	市川敏彦	100,000	R3/10/25	福岡県春日市白水ヶ丘4-144	会社員		
10	須崎友康	500,000	R3/7/15	神奈川県座間市入谷東3-8-32	公務員		
11	上西多恵子	300,000	R3/7/22	大阪府八尾市南小阪合町5-8-19	専業主婦		
12	小野田稔	100,000	R3/7/28	静岡県掛川市久保1-13-6	経営者・役員		
13	藤森憲	200,000	R3/10/20	茨城県つくば市臼井1138-1	無職		
14	青木大祐	500,000	R3/10/23	東京都港区海岸1-2-1スカイグランデ汐留503	会社員		
15	角田康彦	100,000	R3/10/25	愛知県安城市小川町金政77-2	無職		
	この頁の小計	4,020,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
16	荻原嘉一郎	100,000	R3/10/25	群馬県太田市高林東町1322-1ボナールB201	経営者・役員		
17	荻原嘉一郎	50,000	R3/10/26	群馬県太田市高林東町1322-1ボナールB201	経営者・役員		
18	渡邊真宏	100,000	R3/10/25	福島県郡山市大槻町葉山下3-7	会社員		
19	伊井渡	200,000	R3/10/28	福岡県八女市祈祷院428-2	自営業		
20	吉田トモ	500,000	R3/10/29	岩手県盛岡市西青山1-5-23	専業主婦		
21	中嶋康博	500,000	R3/10/29	栃木県栃木市岩出町216	経営者・役員		
22	井上幸一	50,000	R3/1/5	福岡県福岡市南区井尻5-20-29	経営者・役員		
23	井上幸一	300,000	R3/11/1	福岡県福岡市南区井尻5-20-29	経営者・役員		
24	指田幸助	100,000	R3/11/2	埼玉県草加市旭町4-8-23-1	経営者・役員		
25	伊藤洋二	100,000	R3/11/4	愛知県名古屋市長久区勢子坊2-1115	無職		
26	関川みよ子	300,000	R3/11/8	東京都八王子市泉町1350-6	無職		
27	宮浦信二	200,000	R3/11/10	兵庫県芦屋市三条南町9-8-405	無職		
28	松崎のり子	1,000,000	R3/11/10	埼玉県比企郡吉見町和名652	専業主婦		
29	増南勝義	150,000	R3/11/24	奈良県奈良市高畑町681番地の1	経営者・役員		
	この頁の小計	3,650,000					
	その他の寄附	3,621,095					
	合 計	11,291,095					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費	11,407		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	37,302		
(4) 事 務 所 費	785,000		
小 計	833,709	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	692,572		
(2) 選 挙 関 係 費	7,750,568		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,250,000	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	5,250,000		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調 査 研 究 費	5,750,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	18,343,140 19,343,140		
小 計	19,448,140	0	
合 計	20,276,849		

~~20,276,849~~ 19,226,849

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	11,407				
	合 計	11,407				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費		
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	37,302				
	合 計	37,302				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃	65,000	R3/1/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	文京区本郷2-6-3-3
2	事務所家賃	65,000	R3/2/24	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
3	事務所家賃	65,000	R3/3/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
4	事務所家賃	65,000	R3/4/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
5	事務所家賃	65,000	R3/5/26	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
6	事務所家賃	65,000	R3/6/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
7	事務所家賃	65,000	R3/7/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
8	事務所家賃	66,000	R3/8/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
9	事務所家賃	66,000	R3/9/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
10	事務所家賃	66,000	R3/10/26	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
11	事務所家賃	66,000	R3/11/25	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
12	事務所家賃	66,000	R3/12/26	株式会社ボスケット	東京都千代田区隼町2-12-208	〃
	この頁の小計	785,000				
	その他の支出	0				
	合 計	785,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	広報宣伝カーリース代	140,723	R3/1/26	トウカク・ウエノ	東京都江戸川区平井4-17-25	
2	党ノボリ作成代	60,500	R3/1/25	ハロー企画株式会社	東京都中央区東日本橋2-16-10 ヴィップ東日本橋802号	
3	楽曲制作	120,000	R3/1/25	Rebel Music Japan	埼玉県さいたま市大宮区大成町3-533 大成南住宅302	
4	サイト制作費	195,841	R3/4/30	ユニバーサル・フェローズ有限 会社	東京都千代田区平河町1-3-6-3F	
5	サイト制作費	165,000	R3/6/23	ユニバーサル・フェローズ有限 会社	東京都千代田区平河町1-3-6-3F	
6	会合代	10,508	R3/11/19	天狗 (テンアライド株式会社)	東京都新宿区西新宿1-1-1 新 宿パレットビル7F	
7						
8						
	この頁の小計	692,572				
	その他の支出					
	合 計	692,572				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	選挙対策費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	写真撮影料	21,640	R3/2/17	溝口紘一郎写真事務所	東京都大田区田園調布1-49-11	
2	党ノボリ作成代	33,000	R3/3/23	ハロー企画株式会社	東京都中央区東日本橋2-16-10 ヴィップ東日本橋802号	
3	立候補書類作成	200,000	R3/11/8	行政書士高井章博事務所	滋賀県蒲生郡日野町大字大窪731番地	
4	立候補書類作成	320,000	R3/7/8	行政書士高井章博事務所	滋賀県蒲生郡日野町大字大窪731番地	
5	写真撮影料	72,600	R3/1/18	有限会社ディーバ・ユニゾン	東京都文京区千駄木2-15-7	
6	衆院選関連ツール	267,780	R3/11/24	トウカク	千葉県柏市若柴178-4 柏の葉キャンパス148街区2 ショップ&オフィス	
7	衆院選関連ツール	141,580	R3/9/22	トウカク	千葉県柏市若柴178-4 柏の葉キャンパス148街区2 ショップ&オフィス	
8	選挙レンタカー	297,568	R3/11/24	イシバシホールディング株式会社 社選挙レンタカーV	鳥取県米子市葭津33-1	
9	選挙レンタカー	20,000	R3/11/24	イシバシホールディング株式会社 社選挙レンタカーV	鳥取県米子市葭津33-1	
10	選挙レンタカー	350,000	R3/10/25	イシバシホールディング株式会社 社選挙レンタカーV	鳥取県米子市葭津33-1	
11	選挙レンタカー	26,400	R3/10/25	イシバシホールディング株式会社 社選挙レンタカーV	鳥取県米子市葭津33-1	
12	NHK党への供託金支払い	100,000	R3/9/6	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	千葉県船橋市本町1丁目11番29-101号	
13	NHK党への供託金支払い	5,900,000	R3/9/6	NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	千葉県船橋市本町1丁目11番29-101号	
	この頁の小計	7,750,568				
	その他の支出	0				
	合 計	7,750,568				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					広告費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	広報業務委託費 (2021年1月分)	700,000	R3/1/25	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
2	広報業務委託費 (2021年2月分)	700,000	R3/2/23	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
3	広報業務委託費 (2021年3月分)	700,000	R3/3/26	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
4	広報業務委託費 (2021年4月分)	350,000	R3/4/25	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
5	広報業務委託費 (2021年5月分)	350,000	R3/5/26	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
6	広報業務委託費 (2021年6月分)	350,000	R3/6/25	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
7	広報業務委託費 (2021年7月分)	350,000	R3/7/26	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
8	広報業務委託費 (2021年8月分)	350,000	R3/8/26	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
9	広報業務委託費 (2021年9月分)	350,000	R3/9/25	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
10	広報業務委託費 (2021年10月分)	350,000	R3/10/26	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
11	広報業務委託費 (2021年11月分)	350,000	R3/11/25	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
12	広報業務委託費 (2021年12月分)	350,000	R3/12/26	合同会社オリーブの木	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門コープ208号室	
	この頁の小計	5,250,000				
	その他の支出	0				
	合 計	5,250,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政策活動費	350,000 700,000	R3/1/25	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
2	政策活動費	350,000 700,000	R3/2/23	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
3	政策活動費	350,000 700,000	R3/3/26	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
4	政策活動費	350,000	R3/4/25	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
5	政策活動費	350,000	R3/5/26	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
6	政策活動費	350,000	R3/6/25	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
7	政策活動費	350,000	R3/7/26	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
8	政策活動費	350,000	R3/8/26	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
9	政策活動費	350,000	R3/9/25	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
10	政策活動費	350,000	R3/10/26	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
11	政策活動費	350,000	R3/11/25	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
12	政策活動費	350,000	R3/12/26	黒川敦彦	東京都千代田区隼町2-12 藤和半蔵門 コープ208号	
13	政策活動費	100,000	R3/8/26	根本良輔	東京都葛飾区東立石4-29-1-102	
14	政策活動費	100,000	R3/9/25	根本良輔	東京都葛飾区東立石4-29-1-102	
15	政策活動費	100,000	R3/10/26	根本良輔	東京都葛飾区東立石4-29-1-102	
	この頁の小計	5,550,000				

4,500,000

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					政策活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
16	政策活動費	100,000	R3/11/25	根本良輔	東京都葛飾区東立石4-29-1-102	
17	政策活動費	100,000	R3/12/26	根本良輔	東京都葛飾区東立石4-29-1-102	
	この頁の小計	200,000				
	その他の支出					
	合計	5,750,000				

4,700,000

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有にの場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	落合 均	2,000,000		
2	山口 徹	2,800,000		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 25 日

政治団体の名称 つばさの党

会計責任者の氏名 根本 良輔 

↓（代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

（代表者の氏名 ~~黒川 穂久彦~~ 

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和4年5月24日

つばさの党
代表 黒川 敦彦 殿

登録政治資金監査人

鴫沢 祐



登録番号 5650号
研修了年月日 令和1年12月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、つばさの党の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
 - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
 - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
 - (4) この政治資金監査は、つばさの党の主たる事務所である東京都千代田区隼町2-12藤和半蔵門コープ208において行った。なお、会計帳簿等の関係書類を確認した上、会計責任者に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態についても適切に確認した。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

つばさの党と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、つばさの党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上